

政令第百八十二号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第四十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一第一号に次のように加える。

ウ サイバー事案（法第五条第四項第六号ハに規定するサイバー事案をいう。以下この表において同じ。）に関する警察に關すること。

別表第一の第三中「警務部の所掌事務」の下に「（サイバー事案に関する警察に關することを除く。）」を、「総務部」の下に「、サイバー事案に関する警察に關することを所掌するサイバー警察部」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

警察事務の実情に鑑み、警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準を改める必要があるからである。